

## 地方消費税引上げ分を充てる社会保障関係費について (令和4年度決算)

消費税及び地方消費税の引上げ分については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに子ども・子育て支援、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

地方消費税引上げ分を充てた県の社会保障関係費は、次のとおりです。

(歳入)	引上げ分の地方消費税収	15,005百万円
(歳出)	社会保障関係費(一般財源ベース)	104,412百万円

### 【社会保障関係費】

(単位:百万円)

事 項		令和4年度決算額	
		総 額	うち一般財源
子ども・ 子育て支援	地域子ども・子育て支援事業費 ※1	1,491	1,464
	教育・保育給付費 ※2	11,637	11,629
	児童保護費 ※3	3,072	1,476
	児童手当県負担金	2,550	2,550
計		18,750	17,119
医療・介護	後期高齢者医療制度	16,820	16,701
	介護保険制度	16,814	16,814
	国民健康保険制度	11,367	11,367
	医療介護総合確保基金事業費	3,531	1,153
	指定難病医療費	1,546	773
	小児慢性特定疾病医療費	205	102
計		50,283	46,910
その他の社会保障に要する経費		51,109	40,383
合 計		120,142	104,412

※1 放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問等

※2 幼稚園、保育園等への施設型給付等

※3 児童入所施設等措置費等